

○銃砲刀剣類所持等取締法第29条の規定による佐賀県公安委員会に対する申出の取扱いに関する訓令

平成21年5月29日

本部訓令第10号

(目的)

第1条 この訓令は、銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)第29条の規定による佐賀県公安委員会(以下「公安委員会」という。)の申出(以下「申出」という。)の取扱いに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(申出の受理)

第2条 申出は、警察本部(以下「本部」という。)及び警察署(交番、駐在所等を含む。)において受理するものとする。

2 前項において受理する申出は、文書、口頭その他適当な方法によりなされたもので、その内容から判断して申出に該当するものと認められるものとする。

3 申出がなされた場合は、次に掲げる事項を確認の上、これらを満たしているときはこれを受理するものとし、満たしていないときは、申出人に補足説明を求め、又は電話等による補充調査を行うなどの方法により確認するものとする。

- (1) 申出人の氏名、電話番号及び住所又は勤務先
- (2) 申出の対象者の氏名等対象者の人定に関する事項
- (3) 申出の趣旨
- (4) その他参考となる事項

(公安委員会等に対する受理の報告)

第3条 申出を受理した本部内所属の職員は、遅滞なく、その内容を本部生活安全企画課長(以下「生活安全企画課長」という。)に報告するものとする。

2 申出を受理した警察署の職員は、遅滞なく、その内容を警察署長に報告することとし、当該警察署長は、遅滞なく、これを生活安全企画課長に報告するものとする。

3 生活安全企画課長は、自ら受理した申出のほか、前2項により報告されたすべての申出を整理し、速やかに生活安全部長に報告するものとする。

4 生活安全部長は、前項の報告を受けた場合は、速やかに公安委員会に報告するものとする。ただし、定型的な処理その他迅速に処理すべき申出については、第4条により行った調査及び措置の報告と併せて受理の報告を行うことができる。

本条…一部改正〔平成26.3本部訓令11〕

(調査及び措置)

第4条 生活安全部長は、申出に係る必要な調査及びその結果を踏まえた措置を行うものとする。

2 生活安全部長は、前項の調査及び措置については、申出対象者の住所地を管轄する警察署長に行わせるものとする。

(公安委員会に対する調査及び措置の報告)

第5条 生活安全部長は、申出に対する必要な調査及びその結果を踏まえた措置状況について、速やかに公安委員会に報告するものとする。

(申出に係る情報の取扱い)

第6条 申出人の氏名その他の申出に関する情報を取り扱う職員は、申出人の保護を図るため、当該情報を慎重に取り扱うものとする。

(申出に該当しない情報の処理)

第7条 申出に該当しないものであっても、銃砲刀剣類所持者の不適合性に関する情報等については、申出に準じて取り扱うものとする。

(申出内容が他の公安委員会管轄に係る場合の取扱い)

第8条 生活安全企画課長及び警察署長は、他の公安委員会管轄に係る申出がなされた場合は、申出者に対し、申出対象者の住所地を管轄する公安委員会を教示するとともに、改めて管轄公安委員会への申出を促すものとする。

2 前項の措置をとった警察署長は、生活安全企画課長に当該申出内容を報告するものとする。

3 生活安全企画課長は、当該申出の処理に当たる公安委員会に申出内容等を通報するものとする。

本条…一部改正〔平成26.3本部訓令11〕

(銃砲管理業務ファイルへの登録)

第9条 生活安全企画課長は、申出内容が事実でない認められるものを除き、申出を受理した日時、申出対象者を管轄する警察署名及び申出の概要を銃砲管理業務の管理ファイルへ登録するものとする。

本条…一部改正〔平成26.3本部訓令11〕

(細部事項)

第10条 この訓令に定めるもののほか、申出の取扱いに関し必要な事項は、警察本部長が定める。

附 則

この訓令は、平成21年6月1日から施行する。

附 則（平成26年3月19日本部訓令第11号）

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。